

しろあとだより

第5号

2012年10月

高槻市立
しろあと歴史館

松永久秀の出自と高槻

中西 裕樹

はじめに

松永久秀(一五〇?—一五七七)は戦国大名三好長慶の被官として歴史上に現れ、後には大和一国を支配する畿内有力者となった。天正五年(一五七七)には織田信長を裏切り、名物の茶器「平蜘蛛の釜」もろとも大和信貴城の太守で「爆死」したエピソードは有名である(1)。

歴史小説や講談における松永久秀は総じて悪人であり、永禄八年(一五六五)の將軍足利義輝殺害や同十年の東大寺大仏殿の焼失、三好一族の不慮の死などは久秀の悪逆、謀略とされる場合が多い。織田・豊臣両家に仕えた太田牛一が記した『信長公記』をみても、大仏殿焼失は「松永の云為」とされる。そして、久秀の自害が焼失と同月同日の十月十日になったのは因果であり、これは城攻めの大将・織田信忠が兜に飾りを立てた鹿(春日明神)による報復とされた当時の噂が収められている(2)。

ただし、他の同時代史料をみると、大仏殿焼失は久秀に敵対する三好三人衆方との交戦の際に生じた「兵火の余煙」が広がったものとされる(3)。久秀の事跡を裏付ける明確な史料は乏しく、近世から現代に至るまで、久秀には「戦国の梟雄」というイメージ先行の感がある。

出生地についても山城西岡説(現京都府向日市・長岡京市周辺)や阿波説、そして高槻市域の東五百住(よすみ)説など、出自を含めて錯綜しており、これらの論証はもろろん困難である。ただし、東五百住に関しては近世以降に広く知られた「松永屋敷跡」があり、悪人のイメージにも関わらず、高槻周辺の寺院などにも久秀ゆかりの伝承がなされていた。そこで、小文

目次

「松永久秀の出自と高槻」 中西裕樹	1
「高槻の山岳寺院信仰と鴻池家一門」 西本幸嗣	6
「富田村の高札場について」 井坂武男	9

ではこれらに関する先行研究や関係資料などを紹介し、松永久秀の出自と高槻との関係を考える素材としたい。

一 山城西岡説と阿波説について

松永久秀の出自について、諸説を取りまとめた須藤茂樹氏によれば、山城西岡の商人説、摂津五百住の百姓説、阿波説、ほかに加賀・丹波・近江説がある(4)。このうち従来から有力視されてきたのが山城西岡説、阿波説、摂津五百住説である。

山城西岡説については、三好長慶研究の先駆者・長江正一氏が採用し、商人であったと推定している(5)。これは西岡出身の油売りから美濃の戦国大名になったという斎藤道三の経歴を意識したものであった。

しかし、道三には京都妙心寺の僧侶から美濃の武士となった父・長井新左衛門尉がおり、その事跡は父子二代にわたるとみる説が現在では有力である。道三と久秀の出自をストレートに結びつけるのは難しいように思われる。

阿波説について、須藤茂樹氏は徳島県市場町の東・西と呼ばれる二つの松永家を紹介する(6)。日開谷村の松永家(東)は久秀の叔父(久隆)の後裔を伝え、江戸時代は徳島藩有林の山奉行や組頭庄屋をつとめた。隣接する犬墓村の松永家(西)は久秀の孫・久常(久通の子)の子孫で、近隣神社へ代参する徳島藩主蜂須賀家の使者が立ち寄る家であったという。

東の松永家には加賀出身の同氏が鎌倉時代に信濃に移り、やがて阿波に移って三好氏の家臣となったとする由緒書があり、犬墓村には松永城と伝わる場所がある。阿波説によれば松永氏は武家であり、戦国期には阿波の土豪であったことなるう。須藤氏は両家を徳島藩主から優遇された家とし、阿波が出生地もしくは逃亡先であった可能性を指摘する。松永氏を考

える上で、阿波説は貴重な内容を持つといえる。

二 東五百住説の検討 高槻城主入江氏と寺院の移転伝承

続いて東五百住説を検討するに際し、まず注目したいのは近世初期に活躍した連歌師・松永貞徳(一五七一・一六五四)が元和六年(一六二〇)に子の朱子学者・松永尺五(昌三。一五九二・一六五七)に撰しめた「家譜」(『尺五堂先生全集』所収)との関連である。

貞徳によれば父・松永永種は高槻城主入江氏の一族であったが、祖母・妙精の松永姓を名乗ったとし、妙精は「松永氏久秀之伯祖母也」であった。家譜は貞徳研究の第一人者・小高敏郎氏によって紹介され、詳細な系図が復元されている(7)。ただし、この時点では家譜に登場する人物が一次史料に確認できなかったため、小高氏は松永永種の父・入江政重が横死した天文十年(一五四二)頃、入江氏は高槻城主を没落したと把握した。

しかし、氏も指摘するように入江氏歴代は「重」を名の通字とし、『高槻市史』の刊行で一次史料に活動時期が重複しない「重」を名乗る入江氏が確認できるようになった(8)。これは家譜の信憑性を高めるもので、入江氏自体を考える上でも有益であることを示す。

また、入江氏は永禄十二年(一五六九)の織田信長による殺害(入江左近か)まで高槻城主であった。そこで、小高氏作成の系図をベースに、他の

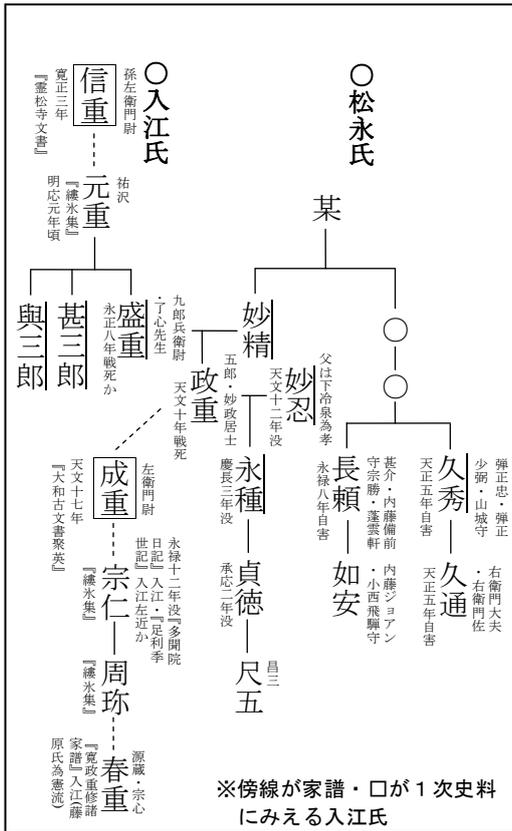


図1 入江氏・松永氏 推定系図

史料の情報を付加して作成したのが【図1】である。

家譜によると、松永永種は横死した父・入江政重による「後嗣若継武業」ときは「母党松永氏」を氏とせよとの遺言で松永姓を名乗ったとする。入江氏は在地の寺社や治水との関わりが強く、「高槻」という地域社会、もしくは武士層の中心であった(9)。史料上の表記は「高槻」(10)とセットになることが多く、「高槻南北武士」(11)の存在もみえる。

永種が松永姓となった背景には、入江氏が複数の家から成り、宗家が突出する状況になかったことを示唆する。萩藩毛利家の一家・岩国吉川家が関与した中国地方の戦国軍記『陰徳太平記』(一七一七年刊)には入江氏が近郷の一揆を催したとする(12)。この記載などは、入江氏が持つ一揆的な性格を伝えるのではなからうか。

今谷明氏は、松永貞徳の入江氏出身説を受け、『陰徳太平記』の「其ノ種姓を尋聞ニ元来撰州嶋上ノ郡五百住ニテ出生シ、豊嶋ニ住シケルアヤシノ村民ニテゾアリケル」という一文をあげつつ、この辺りが久秀の出自の真相かもしれないとしている(13)。ただし、高槻城主入江氏と姻戚関係をふまえると久秀は単なる百姓ではなく、土豪など村落の有力者に連なる人物とみるべきであろう。

さて、兵庫県篠山市所在の妙福寺(日蓮宗)は、かつて五百住にあつたとの寺伝を持つ。五百住村の同寺は天文年中(一五三二〜一五五五)の日助上人による再興後、丹波八上城主松永孫六の望みで八上城下へ移り、慶長十六年(一六一一)に篠山城下の現在地に再移転したと伝わる(14)。日助上人は松永某のために五百住の同寺を創建したともされ(15)、室町期の木造日蓮上人坐像(篠山市指定文化財)の中台裏には「永禄五年壬戌七月吉日彩色施主松永孫六良敬白 開眼導師法印権大僧都日洞敬白」とあるという(16)。

この松永孫六とは松永久秀の甥で、三好勢が弘治三年(一五五七)に丹波の国人波多野氏を追った後、八上城に入った。松永氏は三好政権下で丹波を掌握し、久秀の弟・松永長頼は守護代内藤氏を継承していた(内藤宗勝)。しかし永禄八年(一五六五)に長頼が戦死し、翌年には「丹州屋上城に松永弾正忠の甥松永孫六と申人入城候処に、波多野方前々家が城也とて取巻被責」(17)と孫六も波多野氏に八上城を奪還されている。

松永孫六は著名な戦国武将でもなく、篠山周辺の地域史にとつても重要な人物とは思えない。先の高槻城主入江氏との姻戚関係を含め、孫六による

寺院の移転伝承は、東五百住説を論じる大きな材料となる。他説と比して、東五百住説には状況証拠が整っているといえるだろう。

三 東五百住の「松永屋敷跡」と高槻の久秀伝承

続いて東五百住説に関する近世・近代の資料を通じ、「松永屋敷跡」と高槻の久秀伝承を取り上げる。

東五百住は如是川が西と中央を流れる平地の村落で、一七二九年の「郡家村・東五百住村境見分絵図」（郡家財産区蔵）（18）では「松永屋敷跡畑田」が四方を溝で囲まれた空間として確認できる【図2】。この溝は北と東で明らかに幅が広くなり、「とで」という湧水地があることなど一定の水量が確保された「堀」の様相を呈していたとみられる。そして、この地点を含む小字名は「城垣内」である。

現地は宅地化が進み、構造の詳細は確認できない。ただし、区画の範囲を鑑みれば、規模は半町（五〇メートル）四方程度と思われ、松永屋敷跡は土豪クラスの中世城館跡の可能性がある。判読しづらいものの、区画の南縁に看取される樹木のような記載が土塁の痕跡であり、西から区画に取り付く橋の付近は虎口跡であるのかもしれない。

また、絵図では記号化された家屋が二群に分けて記入され、この間に広



図2 「松永屋敷跡畑田」周辺
（「郡家村・東五百住村境見分絵図」部分）

がる畑・田地として松永屋敷跡は所在していた。近世以降、中世城館跡の開発が禁忌とされ、畑地などとして残される事例が近江では指摘されており（19）、松永屋敷のあり方と類似している。溝を挟む東の「若宮」は屋敷跡の溝が幅を広げて東にクランクして湧水地となる位置にあたり、城館と一体なった祭祀施設の可能性があるだろう。

このような松永屋敷跡の様相をふまえると、やはり久秀の出自は単なる百姓ではなく土豪などの村落の有力者層に求められ、前節で取り上げた高槻城主入江氏との関係も首肯できるように思う。百姓出身とする説は、おそらく前述『陰徳太平記』の「アヤシノ村民」あたりが根拠だったのでなかろうか。

さて、『陰徳太平記』は一七一七年刊であるが、松永屋敷跡は十八世紀末〜十九世紀初頭に幕府が製作した「山崎通分間延絵図」（『五海道其外分間見取延絵図』）（20）において、「東五百住村」近くに「松永弾正屋鋪跡」が記入され、隣接して規模的には大きすぎるが土塁で囲まれたような空間もみえる【図3】。また、最初の幕撰地誌と見なされる一七三五年刊の『撰津志』（『日本輿地通志 畿内部』）（21）の「古蹟」においても、「松永久秀故居 在東五百住村」との記載がなされた。

以降、一般に広く出回った印刷物において、松永屋敷跡が取り上げられ



図3 山崎通分間延絵図の「松永弾正屋鋪跡」

るようになった。一七九六〜一七九八年に刊行された観光案内書『撰津名所図会』(22)には「松永久秀故居」、一八三六年発行の「撰津国名所旧跡細見大絵図」(23)には「松永久秀故居」、一八六一年刊の『淀川兩岸一覽』(24)には「松永弾正久秀故居」が紹介された。これら書物が利用される中、久秀の東五百住出生説は広く流布していったと思われる。

なお、一八八〇年に東五百住村が郡に提出した『東五百住村村誌』(25)では「松永弾正久秀宅趾」に対して「旧記ノ徴スヘキナク、只古老ノ口碑ニ上ルノミ」と根拠を述べた。後に郡役所からは「残礎分明ナルカ、有無取調ヲ要ス」と照会があり、村側は「残礎、分明ナラス、且書類ノ徴ス可キナケレハ、削リテ可ナリ、然レモ土人ニ口碑ニ、字城垣内ハ則チ松永久秀ノ故宅趾ト言伝ヘ」であるために記載したと回答している。

さて、これ以外にも高槻周辺には久秀伝説が残り、『撰津名所図会』の本山寺の項目では什室として天文年間(一五三二〜五五)に久秀が奉納した「蒲萄硯」「向雁石」という盆石を記している。「東五百住に在城」する久秀は本山寺毘沙門天に帰依し、その霊夢で武門の名誉を取ったとし、莊園とあわせて寄進をしたという(26)。今も伝来する蒲萄硯は足利義政所持を伝え、朝鮮半島北部産の渭原石を用いた十五〜十六世紀の朝鮮王朝の硯として国内では希少と評価されている(27)。また、一九二二年刊の『大阪府全志』(28)によれば、近接する神峯山寺にも久秀奉納の「牛の玉」があったという。

東五百住村から北東に約一・五km離れ、高槻城下町の北に隣接する上田部村にも伝承が残る。一八七九年の『上田部村村誌』(29)には「鼓塚」と



上：図4 高槻城絵図の「鼓塚」

下：図5 小字「堤塚」周辺

して「封土、高三尺・周囲二間四尺、本村居住地ヨリ東ニアリ、由緒不詳ニシテ、口碑アリ、松永久秀鼓ヲ此所ニ埋ムト云フ」とある。この塚は一八四〇年の年紀を持つ「高槻城絵図」(図4)(30)に小丘として描かれ、『大阪府全志』にも採録された。周辺は中心市街地となり、その痕跡は確認できないが、小字名「堤塚」(図5)が存在を伝えている(31)。

他に、東五百住村から北に約一km離れた郡家村でも一八七九年の『郡家村誌』(32)において、村内の今城塚古墳に関し「永祿年間松永久秀城ク所ニシテ、三好長慶原山支城ナリト、或曰ク細川六郎ノ拠ル所ナリト」としている。また、一七〇一年刊の『撰陽群談』(33)の「城郭の部」では「服部古城 松永弾正少弼築之。古跡今にあり」とされ、本市北部の旧服部村に所在したと思われる古城跡を取り上げるが、場所は不詳である。

おわりに

松永久秀の出自について、東五百住出生説から高槻城主入江氏との姻戚関係や寺院の移築伝承、そして松永屋敷跡の評価や近世以降に作成・刊行された絵図や地誌などの資料などを紹介してきた。これらからは久秀の出自が高槻周辺、さらには東五百住の土豪層にあるとの推察が成立しうるように思う。

高槻市域には三好長慶が天文二十二年(一五五三)に入城し、三好政権の本城となった芥川城(山城跡)が所在する。三好長慶在城期、久秀は滝山城(神戸市)と撰津下郡(千里丘陵以西)の「一職」支配を預けられたが、長慶の取次として妻帯で芥川城に居住した(34)。長慶と久秀は「相住」(35)ともされ、弘治二年(一五五六)に「芥川城火事、三好千熊松長弾正已下陣所数字火事」となった時、久秀は醍醐寺金剛輪院(三宝院)から芥川城へ御厨子所を移築している(36)。

この芥川城が所在する高槻周辺の地域社会では、三好政権が関与した地域の用水相論や治水問題などでの利権が近世に継承され、その根拠を与えた主体として三好氏らが意識され続けた。現在でも高槻市郡家地域では用水の権利を保障した三好長慶に感謝し、新暦の命日に芥川城に祀られた「三好大権現」の祠に詣でている(37)。

繰り返しになるが、悪人のイメージが喧伝される中、久秀の伝承がなされてきたことは興味深い。戦国期を含め、高槻周辺は三好政権の武将松永

久秀ゆかりの地であり、地域として深い関わりを持ち続けたといえる。
近年、松永久秀については、実証研究が著しく進んでいる(38)。今後の
様々な角度からの研究が期待される。

【注】

- (1) ただし、『信長公記』の著者である太田牛一は『大かうさまくんきのうち』(斯道文庫古典叢刊之三)で単に「てんしゆに、ひをかけ、ひらくものかま、うちくたき、やけしに候」と記している。
- (2) 『信長公記』天正五年十月十日条(角川文庫)。
- (3) 『多聞院日記』永禄十年十月十日条(続史料大成)。
- (4) 須藤茂樹「ミステリアスな山峡「犬墓」に残る戦国の梟雄松永久秀出生説」(別冊歴史読本58『日本史謎解き史蹟探訪 誰も知らないミステリー史跡』新人物往来社、二〇〇三年)。
- (5) 長江正一『三好長慶』(吉川弘文館、一九六八年)。
- (6) 注4須藤論文。
- (7) 小高敏郎『新訂 松永貞徳の研究』(一九五三年。一九八八年に臨川書店が再版)。
- (8) 『靈松寺文書』「入江信重寄進状」寛正三年十月廿五日付(『高槻市史』史料編Ⅰ)。また、三浦圭一「細川晴元政權下の高槻地方」(『高槻市史』本編Ⅰ、一九七七年)では、天文十七年に入江左衛門尉成重が奈良二条院へ「天河堤」修築の遅延を詫びた史料があることを紹介する。
- (9) 中西裕樹「戦国期の高槻と入江氏」(「しろあとだより」四、二〇一二年)。
- (10) 『瓦林政頼記』永正八年条に「入江・高槻」、『細川両家記』大永七年条に「高槻入江城」、『私心記』永禄四年五月十二日条に「入江所へ高槻へ」などの記述がある(いずれも『高槻市史』史料編Ⅰ)。
- (11) 『本福寺草案』天文元年八月二十四日条(『高槻市史』史料編Ⅰ)。
- (12) 『陰徳太平記』和泉国毛須深井合戦付撰州豊島山崎両所合戦 並義澄將軍薨去之事(『高槻市史』史料編Ⅰ)。
- (13) 今谷明「松永久秀は悪人か」(別冊『歴史読本』10月号、新人物往来社、一九八二年。後に改題「松永久秀の虚像と実像」が同『天皇と天下人』新人物往来社・一九九三年所収)。
- (14) 「宝乗山妙福寺」(『丹波篠山五十三次ガイド』篠山観光協会、一九九一年。篠山市ホームページに掲載)。
- (15) 「妙福寺」(『篠山町75年史』篠山町、一九五五年。篠山市ホームページに掲載)。
- (16) 「篠山市の文化財」(市ホームページ掲載)より。
- (17) 『細川両家記』永禄九年条(群書類従)。
- (18) 高槻市立しろあと歴史館図録『三好長慶の時代』(二〇〇七年所収)。
- (19) 小島道裕「城館趾と伝承」(『近江の城』一〇、一九八四年。後に同『城と城下―近江戦国誌』新人物往来社・一九九七年所収)、同「平地城館趾の調査から―神崎郡能登川町」(『近江の城』一七、一九八六年。同前)。なお、撰津国の三田では「ふじ(不自由?)になる」と称して利用を避ける山城の事例もある(中西裕樹「乙原城および増田館」(『三田市史』古代・中世資料編、二〇〇〇年)。
- (20) 児島幸多監修『山崎通分間延絵図』(東京美術、一九七八年)。
- (21) 『日本古典全集 五畿内志 下巻』(日本古典全集刊行会、一九三〇年)。
- (22) 『撰津名所図会 下』(大日本名所図会刊行会、一九一九年)。
- (23) 当館蔵。
- (24) 『淀川両岸一覽 宇治川両岸一覽』(柳原書店、一九七八年)。
- (25) 『高槻市史資料集第二号 明治初期村誌集編』(高槻市、一九七二年)所収。
- (26) 天坊幸彦『三島郡の史蹟と名勝』(一九六一年刊)では、本山寺の項目に「天文中松永久秀祈願を起して立身し良田數頃を其郷里五百住村に於て寄附したり」とある。
- (27) 千田康治「葡萄日月硯伝松永久秀奉納」(高槻市立しろあと歴史館図録『北撰の戦国時代 高山右近』、二〇〇九年)。
- (28) 井上正雄『大阪府全志』(大阪府全志発行所、一九二二年)。
- (29) 注25文献所収。
- (30) 個人蔵。高槻市立しろあと歴史館『天下統一と高槻』(二〇一二年)所収。
- (31) 「高槻市大字・小字図」(『高槻市史』史料編Ⅰ付図)。
- (32) 注25文献所収。
- (33) 『撰陽群談(下) 河内名所鑑(全) (下)』(歴史図書社、一九六九年)。
- (34) 天野忠幸「松永久秀と滝山城」(『歴史と神戸』50-6、二〇一一年)。
- (35) 『敵助往年記』天文二十二年八月三十日条(改定史籍集覽)。
- (36) 『敵助往年記』弘治二年一月一日条、同一年十一月十一日条(改定史籍集覽)。
- (37) 藤森寛志「三好長慶を祀る村」(注文献18所収)。
- (38) 天野注34論文のほか、同「松永久秀家臣団の形成」(天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会、二〇一二年)、田中信司「御供衆としての松永久秀―足利義輝三好享御成の分析から」(『日本歴史』七二九、二〇〇九年)、同「松永久秀と京都政局」(『青山史学』26、二〇〇八年)、松永英也「永禄五年の徳政令にみる松永久秀の大和支配」(『戦国史研究』54、二〇〇七年)などがある。

高槻の山岳寺院信仰と鴻池家一門

西本 幸嗣

一 はじめに

高槻の北部には、役小角によって開かれ、宝亀五年（七七四）に開成皇子が創建した神峯山寺と本山寺がある。ともに天台宗で、本尊に毘沙門天を祀る。毘沙門天は、その姿から武運長久、財宝や福徳を与える仏（ほとけ）として信仰を集め、五穀豊穡や商売繁昌にご利益があるとされる。

江戸時代、そのご利益を得るため、大坂の商人らが、両寺へさかんに参詣した。山門へ向かう参道には、楯（しきみ）を結びつけた十二連の縄を、門柱の横木に掛け渡した勸請掛がある。正月初寅の日の年占に用いられることから、とくに米商人らは、この縄の垂れ具合をみて、月ごとの米の相場を占ったという。ここでは、その参詣道ルートとともに、参詣道を案内・整備した大坂の豪商・鴻池一門の道標建立活動を紹介する。

二 神峯山寺と本山寺の道標について

高槻に所在する寺社への参詣は、主に西国街道や淀川を利用することが一般的であったと考えられる。江戸時代、大坂市中から淀川三十石船に乗船し、高槻の各港で降りた。『淀川兩岸一覽』や道標・石燈籠などの石造物（1）から、上牧の本澄寺は上牧の浜、本山寺は前島浜、神峯山寺や能勢妙見山へは三島江浜の河港がそれぞれ発着地になっていたことがわかる。現在、三島江の神峯山寺の道標は、淀川堤防沿いに妙見山の石燈籠と並んで立っている。「神峯山寺毘沙門天道」「三島江村ふねあがり場」と刻まれ、ここから道筋はスタートし、この地が淀川三十石船の船着場であったことがわかる。参詣客は、この浜まで船でやってきて、陸路で二里半（約十^キ）先の神峯山寺をめざした。

また、同種の道標が西国街道芥川橋の東に立つことから、参詣道は芥川の堤を北方するものと考えられる。そして、現存する道標から、参詣道は、西真上・浦堂本町へと結び、原の神峯山寺をめざすものであった。

一方、本山寺へは、前島に立つ道標が手がかりになる。「本山寺毘沙門天道」と称して、「此所 前嶋村舟揚りノ場 是ヨリ二里」とあり、前島



神峯山寺への道標（高槻市三島江1）

左	妙見	同	柱本村	葉間武啓	右
					大森成行
					世話人撰州島上郡唐崎村
					此所三島江村ふねあがり場是より二里半
					神峰山寺毘沙門天道
					（梵字）
					大坂住 赤松由永
					発願主 享和元年辛酉十月

浜の船着場近くに建立されたものである。ここから成合・川久保へ抜ける参詣道をとった。詳細な建立場所は、巻末の史料で知ることができる。

これらの参詣道を案内する道標は、享和元年（二八〇一）に建立された。発願者は、赤松由永なる人物。この由永について次にみてみたい。

三 発願者・赤松由永の経歴について

赤松由永については、高槻・柱本の葉間家文書のなかに履歴書が伝わり、人物の経歴を知ることができる。履歴書は、以下のとおり。

由永翁 五代主太郎左エ門 道雄公二男 幼名喜太郎
 大阪奉 山中氏 南側鴻池 称武助 亦
 号右七郎、後入仏門浄昌阪
 君家有忠為柱石、下憐以施慈

世鳴、于時葉間家世衰没 六代主翁弟号茂助 卒正悦ト言
 凶事秋幸有従子武啓 七代主京都千館氏末男 号清左エ門
 養胤之翁二補破、武啓慎身保儉家新幸二、翁及以武啓為中起故二
 子孫謹可尊敬□□、于時文化第十二亥年冬十月二十有二日病卒
 行年八十有四歳

文政第十丁亥歳

秋九月

葉間家

八代主

久慶謹白

由永は、柱本の豪農・葉間家五代当主の道雄の二男に生まれ、幼名喜太郎という。大坂の豪商鴻池（山中）善右衛門家の別家で、「南側鴻池」と通称された赤松家に養子に入った人物である。代々「武助」と称し、右七郎を名乗った。鴻池別家は、奉公人が別宅を許され、自分で家業を営むもので、本家から資金提供された家である。江戸時代中期、鴻池家一門が相当数あり、五分家に、十一の別家が存在したといわれる。そのうちの一家・赤松家を家督相続したのが由永であった。

この履歴書には、由永の「柱石」いわゆる道標建立活動を行ったことにも触れる。また、その後、葉間家六代が亡くなり、葉間家存続の危機に、甥の武啓が七代目を家督したことを記し、由永および武啓が、葉間家中興に相当する人物と、葉間家八代の久慶が後世に伝える。

一方、鴻池赤松家にとって、由永は、いかなる人物であったのか。葉間家文書の「鴻池赤松氏霊位」の記述によると、

此御霊ハ当家再建大切之御霊也

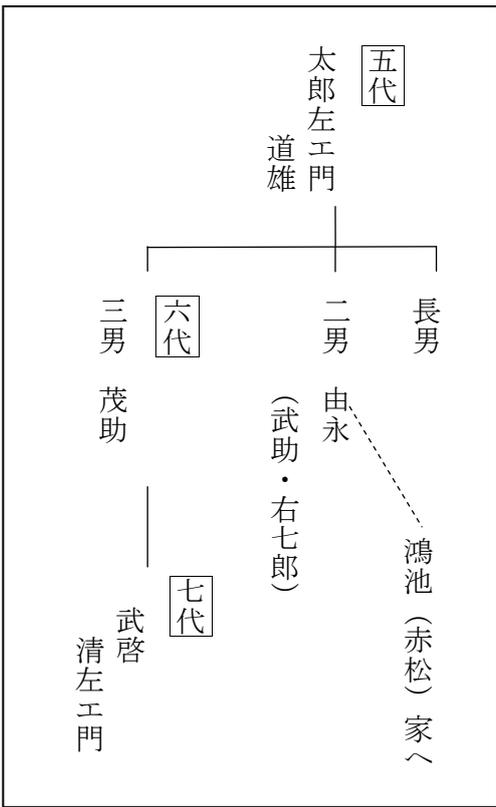
文化十二亥年

禪眼浄昌禅定門

浄運霊御養子柱本邑

十月廿二日

葉間太良左工門道雄公二男



▲ 葉間家系図

当家既ニ退転ニモ可及此霊

御助力ニテ相続無恙

とある。由永は、仏門に入り「浄昌」と称したが、霊位書に彼の由緒が特記され、「当家再建大切」と評された。当時、赤松家の退転を救った人物でもあった。この由永が、出身地である高槻の山岳寺院の神峯山寺及び本山寺の道標建立の発願を行い、浄財を講じたのである。

四 赤松由永の道標建立活動について

現存する神峯山寺及び本山寺の道標を見てみると、ともに享和元年（一八〇一）の年記が刻されている。それ以降、順番に建立をすすめ、神峯山寺の道標十六基、本山寺の道標二十一基を整備した。すべて終えた文化七年（一八一〇）、由永が七十九歳のとき、道標寄進を記す板書や書留・証文が残る。

証状

一 道印石

式拾耆本

右者、諸人参詣之迷路之場所所在之ニ付、

御寄進之条、信仰之輩致隆算自他之

利益、当山繁栄之基候、依之永世御家運

長久之祈念抽精誠、毎歳 御贖

可致進達候、仍而証状如件

摂州北山

文化七年庚午四月

本山寺

役者（印）

鴻池右七郎殿

証文には、「諸人参詣之迷路之場所」に道標「道印石」を建立されたことがわかる。そして、この寄進によって、本山寺では鴻池（赤松）家の家運長久を祈念することとなった。また、覚書には、

覚

一 文字銀 五百目也

右者、今般道給石供養、永世為修覆料

御奉納被成、慥ニ致歛納候、然ル上者、右

道給石永々無廃失様、可執計

者也、仍而如件

北山本山寺

文化七年六月廿五日 知事(印)

井上市兵衛殿

赤松右七郎殿

と、道標の修繕料も奉納した。このとき、由永(右七郎)とともに、寄進した人物・井上市兵衛も鴻池家の別家で、当時有名な大坂の富豪町人の一人であった。鴻池家の二別家は、本山寺へ篤く帰依したことがわかる。

そもそも本家の鴻池家は、代々伝えた家訓二十四カ条のなかで、神仏の崇拜や先祖の仏事の励行、守護神の鴻池稻荷社(兵庫県伊丹市)への月参りなどを厳守し、古くは大坂の生玉社や京都の愛宕山へ燈籠・金子の寄進、伊勢内宮や近江の多賀大社への常燈明料の寄進などを行ったこと(3)で有名。鴻池家は、常に神仏への崇拜し、寺社へ寄進が怠らなかつたという(3)。由永も、別家であるゆえ、鴻池家家訓を踏まえて、神峯山寺及び本山寺への道標建立と修繕料寄進をおこなったものと考えられる。

なお、道標建立に「世話人」となった人物が、柱本村の葉間武啓と、唐崎村の大森成行であった。葉間武啓は、前述のとおり、葉間家七代当主で由永の甥にあたる者で、葉間家中興の人物とされる。大森については、唐崎村の代々庄屋家をつとめた家であるが、成行は不詳。いづれにしても、淀川から北部の両寺への参詣道の整備に地元の有力者を世話人になったものと考えられる。

五 おわりに

江戸時代後期、由永の道標によって道順が整備された参詣道は固定化され、より一層、大坂商人による高槻の山岳寺院信仰は、さかんになったと思われる。また、信仰を支えた地元出身者の赤松由永の功績とともに、鴻池家のつながりも看過できないものである。

【注】

(1)市内の石造物については、高槻市立しろあ歴史館『高槻まちかど石造物』(二〇一二年)。

(2)大阪歴史博物館『豪商鴻池―その暮らした文化』(東方出版、二〇〇三年)。

(3)宮本又次『人物叢書 鴻池善右衛門』(吉川弘文館、一九六六年)。

参詣道筋標石建場

一番石	三島江村船着
二番石	芝生村堤土橋詰
三番石	同橋向
四番石	芥川宿土橋西詰
五番石	真上村土堤
六番石	服部村浦戸
七番石	同宮ノ川原
八番石	原村堂ノ前
九番石	同中野下り立
十番石	同下京坂
十一番石	同上京坂
十二番石	成合村堤
十三番石	原村東京坂尻
十四番石	川窪村西谷
十五番石	同上り尾ノ丘
十六番石	神峯山寺堂ノ上
都合拾六本	
一 田地老ヶ所	標石補修料
御供料	御供料
一 発願主	大坂住鴻池右七良由永
修補料	同
一 扶助	鴻池市兵衛喜治
御供料	

右標石并修理料は諸人参詣之路次お尋んため、に多年其志ありと雖も果たさざりき、自他力おいて施主七十九歳翁由永等資材お借す厚く三宝に志して其功德成就し、則今年槐九月宝前に請て供養之儀お修し畢、其功德広大天王之冥慮空からんや現世に在は永く家運繁栄之要門おひらき

▲ 神峯山寺の板書 (神峯山寺蔵)

来世に於ては無上菩薩之直路お證せん者
乎、依之永世宝前に於て家運長久息災延
命之祈禱無懈怠可令執行者也
文化七庚午年 当山
九月 役者

道印石建場所留	
一 大石	前嶋村船上り場之所
一 右同	同村横堤
一 右同	野田村へ之別、堤之上
一 大石	樋野川四辻、下村之堤之上
一 左同	成合村金龍寺江之別
一 右同	同村土橋之所、原村江之別
一 右同	同村宮之馬場、原村へ之別
一 左同	同村奥谷川、落合之所
一 左同	同村奥坂之上リ口
一 右同	川久保村八幡へ之別
一 右同	同村も、山谷江之別
一 左同	同村上条と下条江之別
一 右同	同村神峰山へ之別
一 左同	同村上条之奥山へ之別
一 右同	広瀬村海道、湯谷道印石有之所
一 左同	同村揚谷と川久保村へ之別
一 大石	芥川村堤大川ノ東詰
一 大石	米室村海道、服部村へ之別
一 右同	郡家村(ぼう山)之西南
一 同	安満村海道、新町より成合村へ之別
一 右同	原村堂之前
右悉知如件	此数式拾老本
摂州北山 本山寺	役者(印)

▲ 本山寺道印石建場所留 (葉間家文書)

富田村の高札場について

井坂 武男

はじめに

高札とは、江戸時代の禁止や制限に関する法令を示す方法として用いられたものである。檜・梅などの板札に法令を墨書して高く掲げたもので「立札」「制札」とも呼ばれる。

高札による法令の掲示方法は、奈良時代末期からみられ、明治六年（一八七三）二月二十四日、太政官布告によって廃止された（1）。高札が最も多く建てられ、活用されたのは江戸時代であった。

高槻市内において、現存する高札場は一ヶ所である。その他は絵図に描かれている高札場が何ヶ所か確認できる。また残っている高札は、江戸幕府が出したものでは、天和二年（一六八二）のキリシタン禁令（2）だけである。他に明治新政府が、慶応三年（一八六七）に「太政官」の名で出したもの（3）が残る。全体的に現存資料は少ない。

富田村に伝わる文書群（4）の中に高札場を普請した時の史料が袋に入りまとまって残る（5）。この史料から富田村の高札や高札場がどのようなものであったのかについて考察したい。

一 高札場の設置場所

高札場は、町辻・橋詰・船渡場・関所など人々の往来が多い所に設置される。多くの人の目に法令を知らしめるためであり、高槻市内に現存する高札場の下田部高札場（写真1）も村落の中の辻に位置している。

また、「高槻城絵図」（6）（写真2）を見ると、高槻城下町では前島口の近く、本町の中



写真1 下田部高札場 下田部町

央を通る道と横町の中央を通る道が交差する所に高札場が位置していたことがわかる。

他に「山崎通分間延絵図」（7）には西国街道沿いに神内村、郡家村など九ヶ所の高札場が描かれている。下村、安満村では石橋の横に高札場があり、宿場の芥川村にも建てられていることが確認できる。

富田村の高札場は、どこにあったかは明確にはわからない。文政十三年（一八三〇）の「新御制札之写」（8）に、

右之通制札相認村内高札場并往還端、御林、其外百姓持山林、萱野等之ヶ所々へ相建、村々名宅へも掛札ニ認置可申事

とある。「村内高札場」という表現から富田村内に特定の高札場があったことがわかる。また人通りの多い道の端や百姓持の山林まで建てられていた。その他に名主（村役人）の家にも設置するように命令が下っている。表現が「掛札」とあるので、高札場があったのではなく村役人の屋敷の壁にかけられたか、屋敷内に掛けていたと考えられる。村役人の屋敷に掛ける理由は内容を周知させるため、村役人から村人へ読み聞かせを行うためである（9）。

史料から明確にどこに建てられたかはわからないが、村内に数多く高札が建てられていたことが窺える。

二 富田村の高札の内容

富田村の高札場は文政十三年（一八三〇）に建て直されている。その時に、掲げられていた高札も新たに作られた。高札を新しくするにあたって高札を写した史料（10）がある。そこには高札の形に描かれた挿絵（写真3・4）があり、寸法の記載から大きさが復元できる。また、その後には高札の文言が記されている。

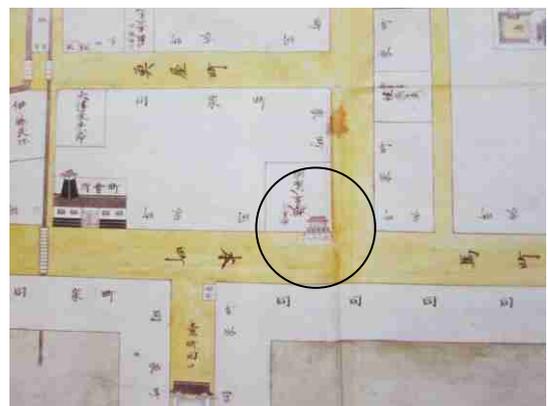


写真2 高槻城絵図（部分） 元田家蔵

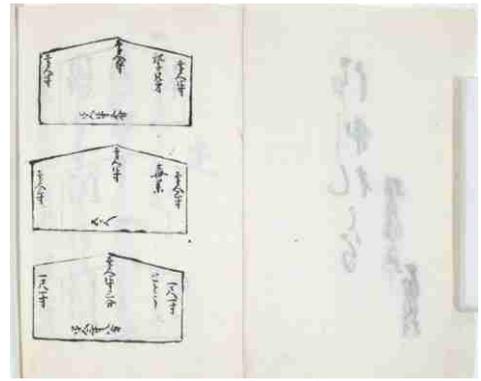


写真3 高札の挿絵

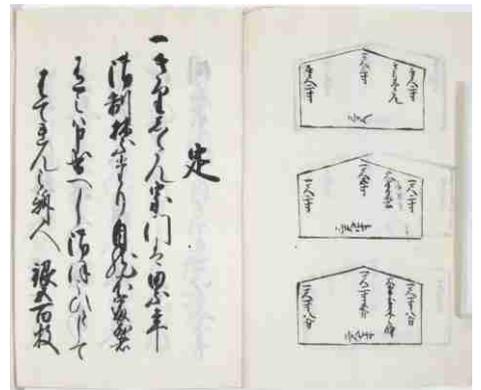


写真4 高札の挿絵

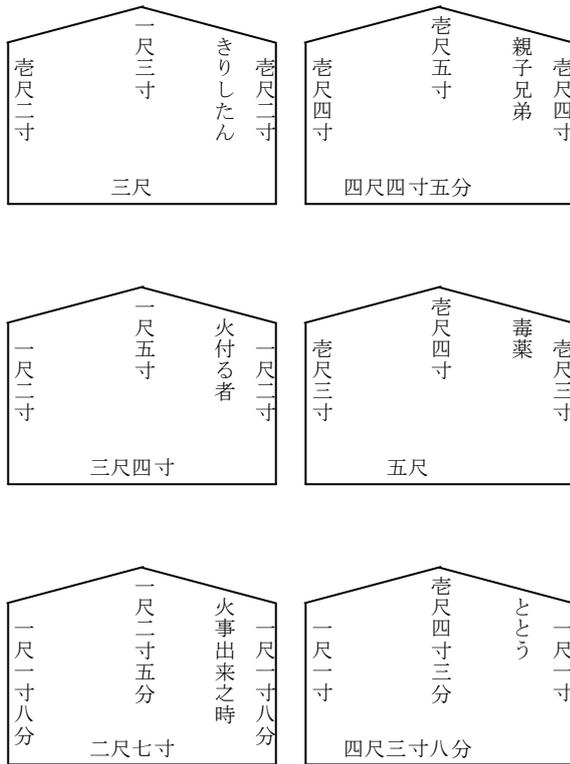


写真4の高札の翻刻

写真3の高札の翻刻

挿絵は「親子兄弟」「毒薬」「とと」「きりしたん」「火付る者」「火事出来之時」の六枚が描かれ、寸法は高札によって違う。一番大きなものは、「毒薬」の高札で縦一尺四寸(約四二・四cm)、横五尺(約一五一・五cm)。最小のものは、「火事出来之時」で縦一尺二寸五分(約三七・九cm)、横二尺七寸(約八一・八cm)である。記されている文言の長さによって大きさ

が違う。

江戸幕府は、寛文元年(一六六一)六月に「撰銭札」「火事場札」「雑事札」「ギリシタン札」「駄賃札」の五枚の高札を同時に発した。その後、五枚の高札を同時に発布することが慣例となり、延宝二年(一六七四)二月、天和二年(一六八二)五月、正徳元年(一七一)五月に、内容を変えて建てられた。正徳元年五月の高札は、「忠孝札(親子兄弟札)」「ギリシタン札」「毒薬札」「駄賃札」「火付札」の五枚であった。その後、幕末まで一四〇年間、同じ内容のものが建てられた。

この五枚を建てた高札場は「大高札場」とよばれ、江戸幕府が最も重要視(11)しており幕府領のみならず、藩領などの私領でも設置が義務付けられていた。

富田村の高札は六枚中、「親子兄弟」「毒薬」「きりしたん」「火付る者(火付札)」の四枚があてはまり二枚が違うものである。「駄賃札」がなく「火事出来之時」と「とと」(徒党)の高札がある。

「火事出来之時」は「正徳元年五月」の年号と「奉行」の名前があり、江戸幕府から発布されたものとわかる。内容的に火事に関するものであり、「火付札」に近い性格のものである。富田村の高札場では、「駄賃札」の代わりに火事に対する警戒を重要視し「火事出来之時」を掲げていたと考えられる。

もう一つの「とと」(徒党)に関する高札は、明和七年(一七七〇)に幕府から発せられたものである。江戸時代は基本となる五枚の高札以外に「鉄砲」「新田」「博打」など様々な高札が設置された。

「富田村御料所制札写帳」(12)に、
右六枚者御料所御制札二御座候、但六枚之内徒党御制札一枚明和七寅年二相増、先規者五枚、当時六枚御座候
とある。当初五枚だった高札は、明和七年に一枚追加され計六枚になったことが読み取れる。

掲げられている高札が若干違うが、文政十三年に建て直された富田村の高札場は幕府が重要視した「大高札場」であったと考えられる。前述した「新御制札之写」(13)に記載があった「村内高札場」とは、大高札場のことであろう。他の道端や山林に建てられたのは、個別の法令を掲示する高札場か、高札が単独で建てられた場所とおもわれる。

三、高札場の普請

「富田村制札写帳」(14)の奥に次のような記述がある。

文政十三寅年二月十三日御墨入御願奉申上候処、同年五月十一日御下知有之、同十三日古札六枚并写差出候処、同月廿九日御認出来六枚とも下ル

文政十三年(一八三〇)二月十三日に「御墨入願」をしている。「御墨入」とは何か具体的にはわからないが、高札の文言を書き入れること。つまり高札を新しくすることあらわすと考えられる。

同年の五月十一日には「御墨入」の許可があり、十三日に古い高札六枚とその高札の文言を書いた写を差し出している。二十九日に「御認出来六枚とも下ル」とある。六枚を認めた結果、写の内容でよいということである。

この時の「六枚并写」の「写」とは、前述している「富田村御料所制札写帳」(15)のことと考えられる。この史料の高札の文言を記した部分に、朱書の貼紙で訂正がされている(写真5)。

これは、村方(庄屋・年寄)で高札の作成をするにあたり、高槻藩に対して文言の間違いがなければを伺うために提出し、高槻藩より訂正され返ってきたものと考えられる。

高槻藩に対し「御墨入」の許可を取っていることは、「乍恐口上」(16)からわかる。富田村の年寄二人が「高槻御役所」から高札六枚を受取った旨を記載している。

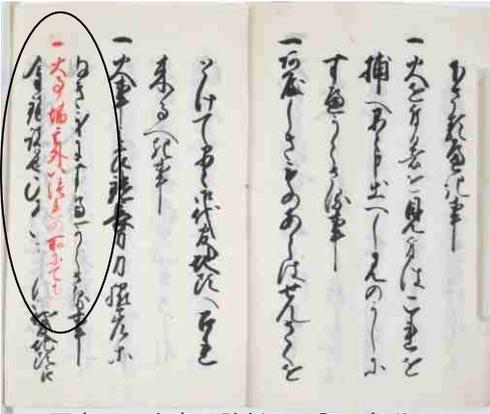


写真5 朱書の貼紙での訂正部分

富田村は高槻藩領や幕府領、旗本領など複雑に入り組んでいる村である。寛政二年(一七九〇)以降(17)、村の幕府領は高槻藩御預けとなり、大半は高槻藩の管轄となる。高札自体は幕府から発せられたものだが、高札を改める時は、高槻藩の管轄となっていたため藩に許可をとったものとおもわれる。

前述したように高札場が建て直さ

れたのもこの時で費用は村が負担した。高札は幕府や藩の法令を周知させるものだが、江戸ではその新設・修理は町費で賄われた(18)。普請の費用を書き上げた「御高札場普請入用帳」(19)の裏表紙に、

吉右衛門
伊右衛門
七郎兵衛
次郎右衛門

と富田村の庄屋が連名されている。幕府や藩に費用を請求した記述はない。江戸同様、普請費用は村で負担したことがわかる。

その費用は合計で「壹貫貳百四拾三匁九分五厘」になる。その内訳は、高札板六枚代が二百六十匁、手伝人足代五匁、石垣代三百二十五匁、外垣竹四束代十四匁など二一項目に及んでいる。「石垣代」「外垣竹代」の項目から高札場には石垣があり、そのまわりは竹で作られた外垣があった様子が窺える。

この時にどのような高札場が作られたかがわかる史料(20)がある。それは高札場の正面の図(写真6)と横の図(写真7)である。

両図とも「拾分巻」と縮尺を記すのみで寸法は書かれていない。この図の法量を測ると高さ三六・八cm(両図とも)、幅最大四二・五cm、奥行き十五・五cmであった。実際の高札場の大きさは、この十倍であるから高さ三六八cm、幅四二五cm、奥行き一五五cmである。現存する下田部高札場と比べてかなり大きな高札場であったことがわかる。

両図からも石垣が設けられたことがわかり、高札に近寄れないように柵がなされていた。また、写真7より雨から高札を守るために屋根があったことも確認でき、この図からも富田村の高札場が「大高札場」であったことがわかる。

おわりに

断片的ではあるが、富田村の高札場に関する史料を中心にみてきた。富田村のどこにあったのか、その位置は明確ではないが、村内には幕府の重要な法令を示した「大高札場」が存在し、他にいくつか高札を建てた所があった。

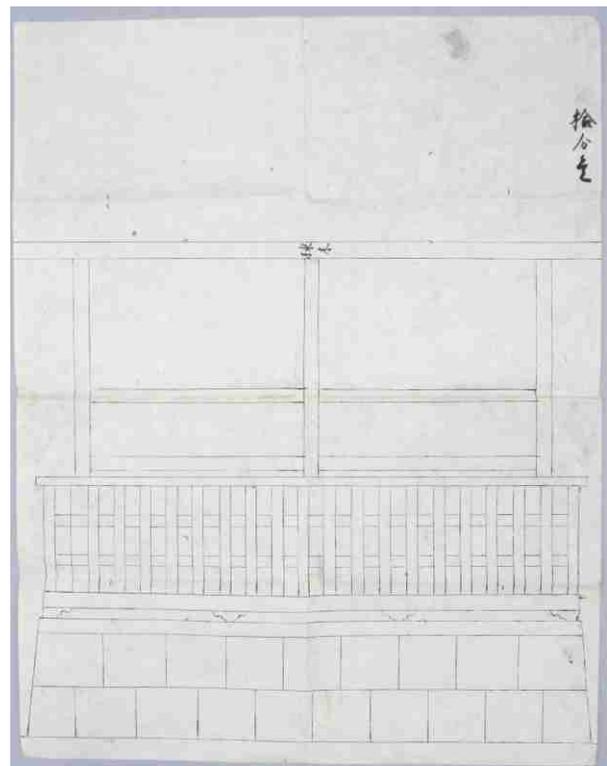


写真6 高札場正面図

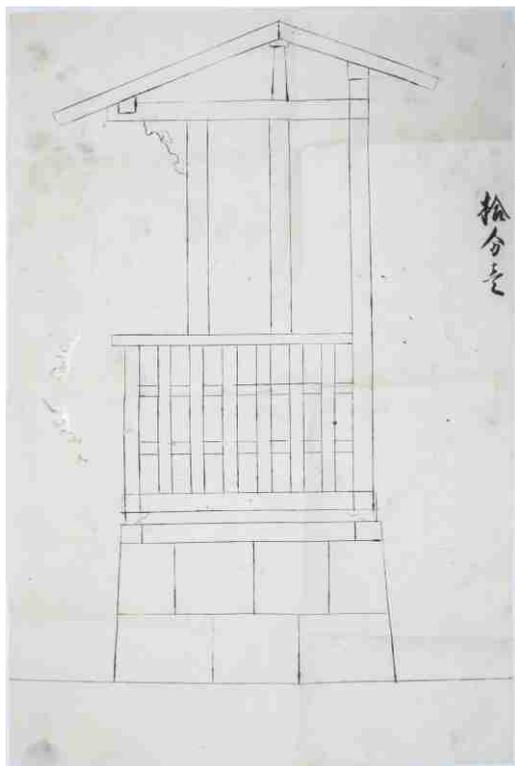


写真7 高札場横断面図

大高札場は、江戸では日本橋や浅草橋・常盤橋に、大坂では高麗橋・京橋・天満橋など人が往来する特に重要な場所(21)に建てられた。
高槻市域に他に大高札場があったかはわからない。富田村は、中世には寺内町、近世には酒造りが行われ、多くの商売人がいた在郷町として栄え

た場所であった。人が集まる重要な所であったために、個別の法令を示す高札場だけではなく、幕府が重要視した法令を示す「大高札場」が建てられものと考えられる。

【注】

- (1) 服藤弘司著『幕府法と藩法』(創文社、一九八〇年)。
- (2) 個人蔵。しろあと歴史館『永井家十三代と高槻藩』所収(二〇〇六年)。
- (3) 館蔵。
- (4) 館蔵。富田区有文書。
- (5) 袋が二つあり、計十二点の文書がある。
- (6) 元田家蔵。しろあと歴史館『永井家十三代と高槻藩』所収(二〇〇六年)。
- (7) 東京国立博物館蔵。
- (8) 富田区有文書184・2。
- (9) 石井良助著『民法典の編纂』(創文社、一九七九年)。
- (10) 富田区有文書184・7。
- (11) 服藤弘司著『幕府法と藩法』(創文社、一九八〇年)。
- (12) 富田区有文書184・7。
- (13) 富田区有文書184・2。
- (14) 富田区有文書183・3。
- (15) 富田区有文書184・7。
- (16) 富田区有文書183・1。
- (17) 天保十四年(一八四三)に一時代官築山茂左衛門が支配するが、同年に高槻藩の預け地となり幕末にいたる。
- (18) 三浦周行著『法制史の研究』(岩波書店、一九一九年)。
- (19) 富田区有文書183・2。
- (20) 富田区有文書184・8、184・9。
- (21) 服藤弘司著『幕府法と藩法』(創文社、一九八〇年)。

発行日 二〇一二年一〇月六日

編集・発行 高槻市しろあと歴史館(大阪府高槻市城内町一番七号・

TEL〇七二(六七三)三九八七)